

## 選挙人名簿抄本の閲覧状況を公表します

問 市選挙管理委員会 (Tel64-1554)

公職選挙法第28条の4第7項及び公職選挙法施行規則第3条の4の規定に基づき、下記のとおり公表します。対象期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日です。

閲覧年月日	閲覧申出者の名称	代表者又は管理人の氏名及び主たる事務所の所在地	委託者	利用目的の概要	閲覧に係る選挙人の範囲
令和元(2019)年6月20日	株式会社東京商工リサーチ福岡支社	島 正憲 福岡市博多区博多駅前4-9-2	福岡県企画・振興部	福岡県が実施する「福岡県民意識調査」の対象者抽出のため	第3、10、14、16投票区(50件)
9月5日	一般社団法人共同通信社	水谷 亨 東京都港区東新橋1-7-1		日本世論調査会 面接世論調査の対象者抽出のため	第16投票区(12件)
10月8日	朝日新聞東京本社世論調査部	前田 直人 東京都中央区築地5-3-2		政治・選挙などに関する世論調査の対象者抽出のため	第3投票区(9件)
10月17日	読売新聞東京本社編集局世論調査部	吉山 一輝 東京都千代田区大手町1-7-1		全国の有権者を対象に実施する世論調査の対象者抽出のため	第7投票区(45件)
11月13日	特定非営利活動法人福岡ジェンダー研究所	窪田 由紀 福岡市博多区博多駅東3-9-3-403号	福岡県人づくり・県民生活部	福岡県が実施する「男女共同参画社会に関する意識調査」の対象者抽出のため	第3、7、12、16投票区(52件)
令和2(2020)年2月27日、28日	保健医療経営大学	内田 和実 みやま市瀬高町高柳960-4		「みやま市民の移動、定住意識、健康づくりに関するアンケート調査」の対象者抽出のため	第4、5、7、12、13、14、16投票区(907件)

## 令和元年度に支出した市長交際費を公表します

問 秘書広報課 秘書広報係 (Tel64-1501)

種別	件数	支出金額	内容
祝金・会費	102	591,700円	各種総会等への出席時のお祝いおよびスポーツ、文化活動で全国レベルの大会出場者へのお祝い、または懇親等を目的とする会合等への参加費
弔慰金	21	119,000円	市政関係者およびその親族に対する香典等
見舞金	2	20,000円	入院見舞金等
賛助費	3	115,000円	各種団体等の活動趣旨に賛同し支出する費用
接遇費	0	0円	各種団体等の有識者等と意見交換や情報収集を目的とした懇談等の費用
掲載料	3	25,140円	市政に有益な記事を掲載する場合の費用
贈呈費	14	97,612円	市政の運営等に資する土産、記念品等の費用
その他	1	30,000円	その他市長が特に必要と認めたもの
合計	146	998,452円	

## 住民基本台帳の閲覧状況を公表します

問 市民課 住民係 (Tel64-1513)

住民基本台帳法第11条第1項第1号及び第11条の2第1項第1号の規定に基づき、下記のとおり公表します。平成18年11月から営利目的の閲覧は禁止され、公益的なもので市区町村長が相当と認めた場合のみ閲覧が可能です。対象期間は、平成31年4月1日から令和2年3月31日です。

閲覧日	閲覧申出者	委託者	利用目的・閲覧対象
令和元(2019)年5月23日	一般社団法人中央調査社	NHK	「テレビ視聴に関する調査」の対象者抽出のため、高田町永治に在住の16歳以上(平成15年6月末日までに出生)の日本人男女14件
6月5日	一般社団法人新情報センター	学校法人修道学園 広島修道大学	「第2回男女のあり方と社会意識に関する調査」の対象者抽出のため、瀬高町小田に在住の満20歳から79歳(昭和14年6月1日から平成11年5月31日までに出生)の男女20件
6月14日	自衛隊福岡協力本部		自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務のため、市内在住の出生の年月日が平成13年4月2日から平成14年4月1日までの日本人男女
8月14日	福岡県		「2019年全国家計構造調査」の対象者抽出のため、行政区が談議所、恵比須町、元町、大谷、舞鶴、飯江である男女
12月20日	福岡県		県内在住外国人の就労状況等について、アンケートにより調査・把握・分析するため、市内在住の12月1日時点で18歳以上の外国籍の者
令和2(2020)年1月17日	一般社団法人中央調査社	NHK放送文化研究所 世論調査部	「2020年3月東京オリンピック・パラリンピックに関する調査」の対象者抽出のため、瀬高町東津留、瀬高町濱田に在住する20歳以上(平成12年12月末日までに出生)の日本人男女12件
2月5日	一般社団法人中央調査社	国立研究開発法人国立がんセンター	「健康情報についての全国調査」実施のための対象者抽出のため、高田町竹飯に在住する満20歳以上(平成12年3月末日までに出生)の日本人男女20件

## 麦わら・稲わらは焼かずに有効活用しましょう

問 農林水産課 農政係 (Tel64-1522)

麦わら・稲わらは、土づくりに使うことができる有効な資源です。人と環境にやさしい農業の推進のため、焼却しないで「すき込み」などにより有効に活用しましょう。

野焼きは、廃棄物処理法により禁止されています。農業者が行う稲わらの焼却など、農業を営むためにやむを得ない野焼きの場合は例外とされていますが、まずは、野焼きに頼らない「すき込み」などを検討しましょう。また、たい肥を放置すると悪臭の原因になります。早めのすき込みを行いましょう。

■「すき込み」のポイント

- ▽ 地力が高まり、生産が安定します
- ▽ 収穫量や品質の向上につながります
- ▽ 肥料や農薬の軽減につながります
- ▽ 土壌が軟らかくなり、耕うんしやすくなります
- ▽ すき込んだ麦わらが雑草の発生を抑えます

※ 麦わらが分解される際にはガスが発生します。こまめな水管理を行いましょう。

やむを得ず野焼きをする場合は次のことを必ず守りましょう

- ▼ 事前に周辺の方々へお知らせしましょう。
- ▼ よく乾燥させ、なるべく煙の発生を抑えましょう。
- ▼ 煙などが民家に向かって流れないように注意しましょう。
- ▼ 風向きや時間帯等に配慮し、延焼や交通事故などの防止に努めましょう。
- ▼ 目を離さずに行えるような体制を組み、火が消えたことを必ず確認して、現場を離れましょう。